

岐医発第 466 号  
令和 4 年 3 月 19 日

診療・検査医療機関 各位

岐阜県医師会  
会長 河合 直樹  
(公印省略)

「診療・検査医療機関」における、『コロナ特例措置の延長について』並びに  
『「診療・検査医療機関」公表への更なる公表率の向上を目指して』

貴院におかれましては、日頃、新型コロナ対策に大変ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

岐阜県では 3 月 21 日をもって、まん延防止等重点措置が解除となりますが、この重点措置の解除を踏まえ、厚労省は今後の感染の再拡大に備えて、「診療・検査医療機関の一律公表の徹底」と「高齢者施設・自宅での療養者への医療支援強化」を 16 日夜に発表しました。

つきましては、別紙のとおり、情報提供を実施させていただきますので、ご確認下さい。

担当者	岐阜県医師会事務局 田宮		
T E L	058-274-1111	内線	211
F A X	058-271-1651		

## 【Ⅰ】公表済の医療機関について

「診療・検査医療機関」を公表されている場合の診療報酬加算 550 点は、3 月 31 日の期限が、7 月 31 日まで延長されました。

さらに電話等初再診の診療報酬の追加的対応(500 点・18 都道府県)は、いずれも重点措置期間の対応が、4 月 30 日まで延長されました。

<コロナ特例措置の延長の詳細について>

「診療・検査医療機関」として、それを公表している保険医療機関における・・・

①疑い患者に対する外来診療実施時の「二類感染症患者入院診療加算(250 点)」の算定が、7 月 31 日まで可能

②まん延防止等重点措置適用都道府県の保険医療機関の医師による、自宅・宿泊療養者に対する電話や情報通信機器を用いた診療時の「二類感染症患者入院診療加算の 2 倍(500 点)」の算定が、3 月 21 日時点で重点措置実施区域の保険医療機関は、4 月 30 日まで算定可能

## 【Ⅱ】未公表の医療機関について

「診療・検査医療機関」の公表率は、3 月 14 日時点で東京、埼玉、愛知、大阪、徳島、高知の 6 都府県で 100%、全国平均は 81%となりましたが、岐阜県ではまだ 67.6%と全国で最も低い位置にあります。この公表にあたっては、「かかりつけ患者のみ」などの特記事項を掲載することも可能となっており、公表によるデメリットは、ほとんどないと思われしますので、是非、本県の 100%公表に向けて貴院にもご協力をお願い申し上げます。

なお、「診療・検査医療機関」の公表への変更手続きにつきましては、下記に掲載されております「変更申請書」をご所属の地域医師会への提出が必要となりますが、ホームページへの公表等の軽微な変更申請につきましては、「別紙：基本事項」の提出は不要となりましたので、併せて、ご了知下さい。

<変更手続き>※提出先：地域医師会

「診療・検査医療機関 変更申請書」様式

岐阜県医師会ホームページ > 新型コロナウイルス感染症関連情報 > 重要なお知らせ

URL：<https://www.gifu.med.or.jp/corona/important/>